

阿久根市告示第84号

阿久根市特定地域づくり事業協同組合運営支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月15日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市特定地域づくり事業協同組合運営支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿久根市特定地域づくり事業協同組合運営支援補助金交付要綱（令和6年阿久根市告示第71号）の一部を次のように改正する。

別表派遣職員人件費の項中「0.8」を「80パーセント」に、「200万円」を「225万円」に、「250万円」を「281万4,000円」に改め、同表事務局運営費の項中「300万円」を「335万円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の阿久根市特定地域づくり事業協同組合運営支援補助金交付要綱別表の規定は、令和8年4月1日以後の補助金の交付の申請に係る補助事業について適用する。